

2020年JAF国内競技車両規則・第3編スピード車両規定 一部改正

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

u003e

改正後	現行
<p>第1章～第3章【略】</p>	<p>第1章～第3章【略】</p>
<p>第4章 スピードN車両規定</p>	<p>第4章 スピードN車両規定</p>
<p>第1条～第8条【略】</p>	<p>第1条～第8条【略】</p>
<p>第9条 車体【略】</p>	<p>第9条 車体【略】</p>
<p>9.1)【略】</p>	<p>9.1)【略】</p>
<p>9.2) 補強【略】</p>	<p>9.2) 補強【略】</p>
<p><u>車体に対して溶接、接着、リベット加工による補修は許される。</u></p>	<p><u>また、補修を目的とした修正加工は許される。</u></p>
<p>9.2.1)～9.3)【略】</p>	<p>9.2.1)～9.3)【略】</p>
<p>第5章 スピードSA車両規定</p>	<p>第5章 スピードSA車両規定</p>
<p>第1条～第8条【略】</p>	<p>第1条～第8条【略】</p>
<p>第9条 車体【略】</p>	<p>第9条 車体【略】</p>
<p>9.1)～9.2)【略】</p>	<p>9.1)～9.2)【略】</p>
<p>9.3) 補強：【略】</p>	<p>9.3) 補強：【略】</p>
<p><u>車体に対して溶接、接着、リベット加工による補修は許される。</u></p>	<p><u>また、補修を目的とした修正加工は許される。</u></p>
<p>9.3.1)～9.4)【略】</p>	<p>9.3.1)～9.4)【略】</p>
<p>第6章～第8章【略】</p>	<p>第6章～第8章【略】</p>
<p>第9章 スピードD車両規定</p>	<p>第9章 スピードD車両規定</p>
<p>第1条 安全規定【略】</p>	<p>第1条 安全規定【略】</p>
<p>1.1)～1.6)【略】</p>	<p>1.1)～1.6)【略】</p>
<p>1.6.1) 単座席、2座席レーシングカーのロールバー【略】</p>	<p>1.6.1) 単座席、2座席レーシングカーのロールバー【略】</p>
<p>一般考察：【略】</p>	<p>一般考察：【略】</p>
<p>ーロールバーはフレームの延長として設計されるべきで、単にフレームの 付属として考えるべきではない。基本構造の強度は十分な考慮が払われ</p>	<p>ーロールバーはフレームの延長として設計されるべきで、単にフレームの 付属として考えるべきではない。基本構造の強度は十分な考慮が払われ</p>

るべきである。例えば荷重を分散させるため補強バーあるいはプレートを付加すること。なお、ドライバー側面保護のため1本または複数の前後方向の部材を車両の両側に取り付けること。これらは取り外し可能であってよい。側面防護部品は、できるだけ高い位置に設けなくてはならないが、底部から測定して、ドア開口部の1/3より高い位置であってはならない。レース車両規定に基づく競技専用車両については、前後方向の補強ストラットを取り付けなくてもよい。

1.7) ~1.22) 【略】

第10章【略】

以上

るべきである。例えば荷重を分散させるため補強バーあるいはプレートを付加すること。なお、ドライバー側面保護のため1.2.1) 前後方向の補強の項を適用すること。レース車両規定に基づく競技専用車両については、前後方向の補強ストラットを取り付けなくてもよい。

1.7) ~1.22) 【略】

第10章【略】

以上